2020年7月27日

東京都教育委員会教育長　　藤田　裕司　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　「日の丸・君が代」不当処分撤回を求める被処分者の会

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事務局長　近藤　徹

**「懲戒処分歴がある職員に対する事前通告」に関する再々度の質問及び要請**

2020年1月21日、電子媒体（以下、メール）での昨年度に続く二度目の標記「通告」が都立高校再任用職員Ａさんに対して所属校校長よりなされ、また年度末をもって定年退職予定で再任用職員としての採用決定を受けていた都立高校教員Ｂさんにも、1月23日同様の「通告」がなされた。本会は昨年３月12日、この件に関して事実の解明と「通告」の撤回、謝罪を要求し、質問及び申入れ（「３／12質問及び申入れ」）を行い、同３月22日、総務部教育情報課長中西正樹名義の回答（３／22回答）を受け取った**。**さらに、本年３月19日、上記３／22回答のへの再質問も含む「『懲戒処分歴がある職員に対する事前通告』に関する質問及び要請」（3／19質問及び要請）を行い、4月24日付で広報統計課長徳田哲吉名義の回答（４／24回答）を受け取った**。**

しかし、４／24回答の内容は質問への回答拒否・「撤回・謝罪」拒否など昨年の３／22回答よりもさらに後退しており、要請に正対し誠意をもってなされたとは到底思えない代物であった。所管である人事部選考課及び回答責任者・広報統計課長に抗議し、改めて事実の解明と「通告」の撤回・謝罪を要求する。

**＜質問・要請の趣旨＞**

**１．メールという形式での「通告」の問題点、**

（１）４／24回答は「メールという形式での『通告』の問題点、手続き的不当性」についての指摘に対し、

**今回の事前の告知は、既に「採用選考案内」で周知している内容を改めて校長から伝えているもの**

**であることから、問題点や手続的不当性は無いと考えます。**（下線は引用者、以下同）

と答え、質問項目１の「…②「通告」を紙媒体の文書で示し、…、④正確な文言、⑤発信日時、⑥「通告」の名宛人、⑦発信責任者、⑧メール作成等の実務担当者・問い合わせ先…」の各項について、回答を拒否している。⑤～⑧は昨年の３／22回答では不十分ながらも回答してきた項目であり、４／24回答についての都教委の誠意を疑わざるを得ない。

ところで、「令和元年度…採用選考案内」のどこを見ても、「事前の告知」に関わる規定・文言はない。

本会が指摘してきた「通告」の問題点（①官公庁の発信したメールにもかかわらず、「文書として渡すことはできない」とされ、➁「通告」された本人は「読み上げられた内容を書き写す」のみ、③上記➁～⑧等「通告」の詳細について紙媒体としては確認できない）への回答になっていない。

しかも、メールは発信後の修正・改竄・削除など内容の改変、存在自体の否定などの操作可能な媒体で

ある。メールによる通告の問題点・不当性はおのずと明らかである。

（２）さらに、通告の内容は個人の身分・労働権に関わる。メールでの通告は教職員の身分的保障・権利尊

重の責務を負う都教委が最低限の手続き・ルールさえも無視した不当な措置と言わざるを得ない。

**２．再任用制度の意義・趣旨、および通告の根拠・理由等について**

（１）４／24回答は、再任用制度の意義・趣旨と通告の関係、「再任用職員としての資質」について、

**公的年金が支給される年度への任期の更新となる際は、定年退職前の懲戒処分を含め、従前の勤務実**

**績などに基づく能力実証を経た上で採用します。このことは再任用制度の意義と趣旨に反しない…。**

という。「退職教員の知識・経験の活用という制度の意義・趣旨に反する」との質問の趣旨を意図的にそら

し、しかも「採用選考案内」に無い**「定年退職前の懲戒処分を含め…」**なる文言を加えている。「採用

選考案内」には「再任用職員としての資質」なる文言も存在しない。

（２）期待権や労働権を前提とし、年度単位で勤務成績、校長の推薦書・業績評価等を踏まえて契約を更新する再任用制度の手続きに反し、…数年も先の…不更新／不採用を「通告」する根拠・理由は、との質問には

**雇用と年金の接続の関係から、平成25年度より再任用が義務化されています。…　再任用職員としての任期が終了前に告知することにより、…再就職活動等の時間を十分に確保するためです。**

と答える。しかし、再任用の義務化は当然にも年金との接続後の期間の解雇を正当化するものではない。

また,「年度単位で…契約を更新する再任用制度の手続き」との関係を問う質問に正対せず、解雇の告知をしておいて「再就職活動等の時間確保」のための配慮であるかの如き回答はお為ごかし以外の何物でもない。

（3）４／24回答はＡさん・Ｂさんへの通告、要望書への回答について

**選考に関することには、お答えできません。…職員個人からの要請に回答する考えはありません。**

と回答を拒否する。今年５月、選考課員西村氏はＡさんとの電話で同趣旨の回答をし、「この件については団体を通してやるとのことで話はついている（要旨）」と発言している。職員の身分保障、労働権、生活に関わる重大事項について、またそれについての要望書になぜ答えないのか。さらに「団体を通して…」なる発言はいかなる事実に基づいているのか。

**＜質問項目＞　以上を踏まえ、3／19質問及び要請との重複部分も含め、質問及び要請する。**

１．①＜質問・要請の趣旨＞１で触れたメールでの「通告」の問題点、手続的不当性を認めよ。

②「通告」を紙媒体の文書で示し、③正確な文言、④発信日時、⑤「通告」の名宛人、⑥発信責任者,

⑦メール作成等の実務担当者・問い合わせ先を明らかせよ。また、⑧「４／24回答」では昨年回答した項目にさえ回答しなかった理由を明らかにせよ。

　　　なお、上記選考課員西村氏のＡさんへの電話回答（＝「文書を出さない」理由としての「これは処分

ではないから…」）は解雇・雇止めという通告の実態を無視するもので承服しがたい。

また、３／22回答における「正確な文言」についての回答は質問に正対しておらず、「名宛人」についての「都立美原高等学校長」との回答は「通告」中の「あなた」と矛盾していることについては3／19質問及び要請で付言した。この間の回答の不十分さを精査して回答するよう改めて要請する。

２．選考課長は「退職教員の知識・経験の活用という再任用制度の意義・趣旨」についてどう考えているのか、説明せよ。

３．①選考課長は「採用選考案内」に無い**「定年退職前の懲戒処分を含め…」**なる文言を加えた根拠を明らかにし、➁それを口実とし「戒告の処分」をもってＡさん、Ｂさんを「…再任用職員としての資質に欠ける」と決めつけたことを認め、謝罪せよ。

４．選考課長が数年も先の不更新／不採用を「通告」することは期待権や労働権を前提とし、年度単位で契約を更新する再任用制度の手続きに反する。年度単位で契約を更新する再任用制度の手続きについての見解を明らかにせよ。

５．①教職員が自己の身分、労働権、生活に関わる重大な内容の通告につき所属長を通じて提出した要望書になぜ答えないのか、根拠を示せ。➁また、選考課員西村氏の上記「団体を通してやるとのことで話はついている（要旨）」との認識はいかなる事実関係に基づいているのか、明らかにせよ。

６．人事部長及び発信責任者である選考課長は「通告」を撤回し、該当者Ａさん、Ｂさんに直接謝罪せよ。

**＜連絡先＞　本会事務局長　近藤　徹**

**＜回答期限＞　2020年８月17日（月）、　 上記近藤までにFAX及び文書で回答すること**